

## 令和2年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和2年8月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第3会議室

開 会 令和2年8月25日(火) 午後2時

出席委員 8名

3番 浅井 尊弘 5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 7番 日下部錠一

8番 岩田 房喜 9番 石塚 芳政 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉

農地利用最適化推進委員 0名

欠席委員 6名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 4番 八木 一広 10番 後藤 正臣

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

猪子 勝三 早川 由信 堀田 啓

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己

主 事 池山 将司

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

##### 【議案第12号】

- ・農用地利用計画変更申出について

##### 【議案第13号】

- ・農業振興地域整備計画全体見直しについて

#### (2) 報告案件について

##### 【報告第11号】

- ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 18件

##### 【報告第12号】

- ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 7件

### 2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

今月6日に再度発令された緊急事態宣言は昨日解除されましたが、まだまだ予断が許さない状況かと思えます。今回はコロナウイルスが再流行していること、先月告知した部屋が使えず、狭い部屋であるため、会議を開催できる最少人数を招集しています。委員の皆様におかれましてはご出席ありがとうございます。

では、只今から、令和2年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。さきほど申し上げたように本日の出席者は8名で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は3番浅井 尊弘（あさい たかひろ）委員と5番中野 浩光（なかの ひろみつ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第12号】

・農用地利用計画変更申出について

【議案第13号】

・農業振興地域整備計画全体見直しについて

（2） 報告案件について

【報告第11号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 18件

【報告第12号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 7件

それでは、【議案第12号】 農用地利用計画変更申出について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい会長。

それでは皆さんお手元の1枚ペラのA4資料、議案第12号をご覧ください。

申出人、申出地につきましては記載のとおりです。

今回清須市の行う公共事業により住居の移転を余儀なくされ農業振興地域内農用地内の申出地について地区除外の申出をするものです。

申出人には小学生の子供がおり学区の変更の無いよう近隣市街地において

適当な用地を探しましたが見つからず、義父に相談したところ知り合いの所有する申出地を紹介されました。

除外するための5要件について

1号要件緊急性、確実性もあり規模も周辺の住宅と大差なく問題ありません。

2号要件については、申出地南は市道に、東は住宅、西及び北に畑があるが農地を分断することはなく、集団的利用に支障をきたすこともない。

3号要件は担い手が現に利用しておらず、今後利用することもない。

4号要件は周辺に法第3条第3号の施設はない。

5号要件は土地基盤整備事業完了後8年を経過しており問題ない。

また、同地は立地基準オー（ア）—a—（b）に該当し第2種農地と判断でき、許可基準はオー（イ）—bに該当し問題ないと思われま

す。以上説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は三宅委員になりますが、  
三 宅 委 員 問題ありません。  
会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

（「意見なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答いたします。

つづきまして、【議案第13号】 農業振興地域整備計画全体見直しについて事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい会長。  
皆さん先ほど確認していただきましたお手元の資料3部をご用意ください。

これは、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項により概ね5年ごとに基礎調査を行うことになっており、前回調査が平成25年度でありますので若干遅くなりましたが、清須市都市計画マスタープランの見直しを受け今回の見直しとなりました。

それでは、始めに「清須農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料（案）」についてご説明いたします。

3枚はねていただきまして1ページ、第1地域の概況についての下表をご覧ください。

総人口に対する農家の数は年々減少してまいります。

1枚はねていただきまして2ページ地域の開発構想につきましては都市

計画マスタープラン等により以下のとおりとなります。

3 ページ各種農業振興計画は以下のとおりです。

4 ページ農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況は以下のとおりです。

5 ページ以降農業関連の現況及び今後の見通しにつきましては記載のとおりです。

最終 2 ページの次、新たに 1 ページとなりますが「清須市が 5 年以内に実施する開発構想について」をご覧ください。

1 昨年より農業振興地域農用地を要する各地域より本市に要望のありました農用地区域の除外について、動きかけている案件で、地域及び面積については記載のとおりです。

1 枚はねていただきまして 2 ページには清須市第 2 次総合計画の抜粋を、3 ページには清須市都市計画マスタープランの抜粋を記載しております。

1 枚はねていただきまして 4、5 ページには事業の概要、清須市としての考え方が記載され、6 ページは事業区域図になります。

続きまして「農業振興地域整備計画変更理由書（案）」をご覧ください。

1 農業振興地域整備計画変更の理由をご覧ください、基礎調査の結果に基づき以下の理由により 5 ページ以降の別記のとおり計画の変更の必要性がありました。

最後になります。新旧対照表につきましては記載のとおりとなります。

なお、今回の案につきましては当農業委員会のほか宮田用水、福田悪水及び JA 西春日井にも意見を求めるもので、意見を確認して今後清須市は見直しに向けて愛知県と協議することになり協議の段階で修正等行われ、公告・縦覧の後本協議に入り、完了は年度内となります。

以上説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

内容をかいつまんで説明していただきました。委員はじっくり再度読んでほしい。とりあえずこの説明を聞いたうえでの地元委員から意見を求めます。

石 塚 委 員 この件については農業委員の立場としての回答はなかなか難しい。請願書も提出されており、都市近郊農用地のため、農業を維持していくのは難しい。開発するのが本当に正しいかどうかやってみないとわからない。

- 会 長 乱開発はやめてほしい。開発しても農用地で残るであろう。日当たりや排水等が悪ければ意味がない。  
岩田委員はどうか。
- 岩 田 委 員 土地権者、行政、開発業者が一体となって計画、工事を最後まできちんと進めてほしい。
- 会 長 いろんな業者が開発をするのではなく、しっかりと計画を組んで進めてほしい。また、開発については地元の農業委員が中心となって力を発揮してください。  
他に質問はありませんか。
- 石 塚 委 員 今日いただいたのは案ですが、今後のスケジュールはどうなっていますか。
- 事 務 局 10月に愛知県で対策班会議が開かれます。スムーズにいけば11月上旬から中旬ぐらいから縦覧を行います。その後本協議へと移ります。ただし、意見が出れば都度修正を行うため、予定通りという訳にはいかなくなります。
- 会 長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。  
無ければ、次に入ります。  
続きまして、【報告第11号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。  
事務局に説明を求めます。
- 事 務 局 はじめに委員の皆様にお伝えしなければならないことがあります。4条届出について今回申請が18件もありました。そのうち1頁R2-16から7頁R2-32までの17件については、「清須市清須春日学校橋西土地区画整理事業」に伴う農地転用になります。こちらの事業は主に春日の西、宮越、西余部や野方等といった地区の区画整理になります。  
では、第4条届出について、読み上げさせていただきます。  
番号R2-15、 番、 番、 番 3筆とも登記畑、現況宅地です。地区担当である堀田推進委員から事前に問題なしと回答を得ています。  
続いて番号R2-16から7頁R2-32までの案件について、林委員と早川推進委員より事前に問題ないと聞き取りを行っています。  
農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。  
次に【報告第12号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げます。

番号 R2-30、 番 、 登記、現況ともに畑です。  
こちら日下部委員の案件になります。

日 下 部 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
番号 R2-31、 番 、 登記田、現況畑です。  
こちら浅井委員の案件になります。

浅 井 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
番号 R2-32、 番 、 登記・現況ともに畑です。  
こちら三宅委員の案件になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
番号 R2-33、 番 、 登記・現況ともに畑です。  
こちら石塚委員の案件になります。

石 塚 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
番号 R2-34、 番 、 登記・現況ともに畑です。  
こちら 岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
番号 R2-35、 番 、 登記畑、現況露天駐車場です。  
こちら中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
番号 R2-36、 番 、 番、 番 登記畑、現況休耕  
畑です。  
こちら中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません

事 務 局 ありがとうございます。  
農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になりま  
す。

会 長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。  
今回区画整理内において農地法第 4 条第 1 項第 8 号の届出が出されま

した。区画整理事業はまだ他の地域で行われているので、宅地に農地転用するには農地転用の申請をするよう指導に努めてください。

それでは、2 その他に移ります。

事務局は何かありますか。

事務局 次回の農業委員会開催についてですが、日時は令和2年9月25日、金曜日、午後2時から、次回が改選前最後の農業委員会議になります。できるだけ委員の皆様にお集まりいただきたいところでございます。会場ですが、市役所では広い会議室が空いていないため、清洲城付近の県道沿いにあります市民センター2階集会室で開催を予定しております。次回の会議案内に市民センターの位置図等を封入します。

会長 事務局から説明があったように、今回は改選前最後ということであるべく委員の皆様には出席していただきたいです。

以上令和2年度第5回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。